



平成19年5月8日

関係各位

高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸田秀雄
(コード番号 2676 東証第1部)
問合せ先
取締役常務執行役員
経営システム本部長 赤堀寛人
電話 03-3355-1111

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、当社従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに第361条の規定に基づき、当社取締役に対して金銭でない報酬としてストックオプションとしての新株予約権を付与することについての承認を求める議案を、平成19年6月26日開催予定の当社第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件でもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、企業価値増大を推進することを目的とし、当社取締役及び従業員(以下、「対象者」という。)に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、報酬としての新株予約権の公正価額は、新株予約権を割当てる日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算出する。

2. 新株予約権の発行要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社取締役及び従業員

(2)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式175,500株を上限とする。うち、取締役を対象とする割当は51,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の調整を行う。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、

合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3)新株予約権の総数

117個を上限とする。うち、取締役を対象とする割当は34個を上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,500株とする。ただし、上記(2)による株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4)新株予約権にかかる払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。

当社が行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は行使価額を調整するものとする。

(6)新株予約権の行使期間

平成21年7月1日から平成24年6月30日までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社取締役及び従業員の地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当

社に返還すべきこととなることがある。

上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関しては、平成19年6月26日開催予定の当社第56回定時株主総会以後に開催される当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は、会計計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前期の資本金増加限度額から前期に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9)新株予約権の取得に関する事項
当社が消滅会社となる合併契約が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、新株予約権を無償で取得できるものとする。
新株予約権の割当を受ける者が、上記(7)等の事由により権利を行使することが出来なくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得できるものとする。
- (10)新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11)組織再編行為等による新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書又は計画書等に再編対象会社の新株予約権を交付する胸を定めた場合には、当該再編比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して権利義務の全部又は一部を継承する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

以上

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成19年6月26日開催予定の当社第56回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。